平成２２年（フ）第１５３７号
横浜市港北区菊名７丁目３番29号
債務者　若山　輝晃
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２５号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目10番18号　小笠原ビル１階
債務者　角田　尚司
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２６号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目10番18号　小笠原ビル１階
債務者　角田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０９号
横浜市戸塚区汲沢６丁目５番６―103号
債務者　原田　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７４号
横浜市金沢区六浦４丁目６番６―403号
債務者　森田　和子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

平成２２年（フ）第１７７５号
神奈川県鎌倉市岡本1241番地４　鎌倉ロジュマンＡ―501、住民票上の住所川崎市多摩区菅北浦５丁目７番15号
債務者　吉留　信弘
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６８号
北海道旭川市東旭川北１条２丁目６番19号　アトリエＫ―Ｄ号室
債務者　木本　　恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７６号
北海道旭川市豊岡５条２丁目２番８号　泰明ハイツ２Ｆ３号
債務者　阿部　好子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７４号
横浜市金沢区六浦４丁目６番６―403号
債務者　森田　和子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８６号
横浜市旭区川井宿町15番地　６棟305号
債務者　楠　真一郎
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３５号
横浜市瀬谷区阿久和西２丁目38番地１　グリーンハイツ102
債務者　小林　夕紀（旧姓笹岡）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４９号
岡山市北区岡町８番14号　303
債務者　杉山　祐士
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７号
北海道川上郡弟子屈町桜丘１丁目２番10号
債務者　菅野　止好
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８号
北海道川上郡弟子屈町桜丘１丁目２番10号
債務者　菅野知栄子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１７７号
釧路市旭町12番193号　改良住宅911号
債務者　佐々木ひろ子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１８０号
北海道阿寒郡鶴居村字雪裡原野北22線西11番地　つるい養生邑病院、住民票上の住所釧路市鳥取北９丁目12番４号
債務者　松井　和也
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午前９時30分
釧路地方裁判所